

様式2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度（医薬基盤研究所（第二期）、国立健康・栄養研究所（第三期））
中長期目標期間	平成22～26年度（医薬基盤研究所）、平成23～26年度（国立健康・栄養研究所）	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	大臣官房厚生科学課	担当課、責任者	大臣官房厚生科学課 椎葉 茂樹 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 大地 直美 政策評価官
主務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)

3. 評価の実施に関する事項			
平成27年7月28日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び国立研究開発法人審議会委員からの意見聴取を実施した。			

4. その他評価に関する重要事項			
特になし			

様式2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 全体の評定							
評定 (S、A、B、C、D)	B	23年度	24年度	25年度	26年度		
		A	A	A	B		
評定に至った理由	適正、効果的かつ効率的な業務運営のもと、今後のガイドライン等の改定に向けエビデンスの蓄積がなされている。また、法定業務においても改善への取組がなされており行政施策推進に貢献している。行政施策などへの反映を通じてこれらの研究成果は社会へ還元され生活習慣病の予防などに影響を与えていくものと評価できる。またこれらを含めた研究の水準も高く情報発信の実績も計画を上回る成果を達成している。						

2. 法人全体に対する評価	
当該年度は第3期中期目標（平成23年度～27年度）の4年度目についての評価である。	
身体活動基準で示された身体活動量、運動量、体力の基準に関する大規模前向き介入研究を実施し成果を出していくことは他の機関ではできないことである。また、食事摂取基準（2015年版）の改定に資するための研究も成果がでている。国民健康・栄養調査の結果の年次推移のデータベースは地方自治体の取組を支援するものであり、健康日本21（第2次）の推進に資することが期待され、より有効な活用が求められる。これらの行政施策への貢献に加え、遺伝子多型と生活習慣病の関係に関する研究や2型糖尿病感受性遺伝子の機能解析を行い新しいインスリン分泌機構を明らかにするなど新知見の獲得による生活習慣病予防に向けた取り組みも行われており、行政施策や生活習慣病の予防に寄与している。健康食品を対象とした調査研究も素材の安全性に関する研究など着実にエビデンスを蓄積している。健康増進法に基づく業務は当研究所ならではの業務であるが、健康増進における個人別食品摂取量データの登録や食品における消費者庁事業における栄養成分の分析方法の標準化や公定法改正案の作成は行政施策の推進に寄与するものである。	
これらの研究成果の公表については、独自性のある研究結果が得られている一方で、論文数や学会発表の量的到達度は目標の範囲内にとどまっている。	
情報発信については、新たな情報発信ツールを利用して情報提供に努め、ホームページ等サイトへの年間アクセス件数を大きく増加させており評価できる。国際協力については、WHO協力センターとして正式承認され初年度にあたるが活動は評価できるものであり、今後、イニシアチブの発揮を期待する。	
業務運営も適正、効果的かつ効率的に行われている。	
以上のことから、当該法人においては適正、効果的かつ効率的な業務運営のもと研究開発成果の最大化に向け、ガイドラインの作成等への科学的根拠の提供や研究所の情報発信を介して、生活習慣病の予防や健康食品の適正使用などに効果を創出し又は創出するものと考えられる。	
運営体制の改善に関しては、効率的な組織運営を行うため、運営会議や各種委員会等を隨時開催し、内部統制の強化徹底、研究所の課題を明確にし、業務改善への取り組みの情報の共有化、役員・研究部門及び事務部門の連携がとれる体制を整備し、研究所セミナーによる研究者の交流を頻繁に行い、情報公開も適切に実施した。	
職員の人事の適正化に関しては、当該研究所が取り組むべき重点事項に対応した人材の採用・配置をおこなった。研究者の採用にあたっては、平成23年3月に改定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則、公募による採用を行った。また、採用にあたっては、結果的に女性研究者を多く採用しており、女性研究者が多い職場となっていることから、ワークライフバランスに配慮した対応などを行っている。	
評価の充実に関しては、内部評価・外部評価を適切かつ厳格に遂行している。その評価結果は、研究部・センター単位でフィードバックし、今後の研究業務に反映するようにしている。	
業務全体での効率化については、中期目標期間の数値目標（平成22年度を基準として一般管理費（△10%）、人件費及び業務経費（△5%）に対して、平成26年度末において、一般管理費（△16.7%）、人件費（△14.1%）、業務経費（△10.2%）となっており、数値目標を達成しており、目標を大幅に上回る実績であり、適切なコスト削減により業務の効率化を推進している。また、契約に関する適正化については、引き続き一定金額以上の調達を原則一般競争入札とし、随意契約の見直しの取り組みを公開しているところ。また、毎月の財務担当監事による検査の実施など、中期目標を達成したところである。	
外部資金その他の自己収入の増加に関しては、外部研究資金その他の自己収入の増加に関しては、競争的資金を研究費の50%以上確保するという目標に対して、中期計画4年目で58.65%という高い水準を達成している。	
経費の抑制に関しては、研究業務等に関する業務のアウトソーシング、一定金額以上の調達を原則一般競争入札としたこと、複写機等の再リースや削減による経費節減、研究費予算執行の管理部門と研究部門の共有、人的資源の効率的な活用及び人的コストの抑制を実施している。	
その他業務運営に関しては、当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保に関する取り組みについて、職員向けのセキュリティに関する講習会を数多く実施し、職	

員のセキュリティ意識の向上に努めるとともに、随時、「情報ネットワークセキュリティポリシー」や「セキュリティ情報手順書」を見直し、職員自らもセキュリティチェックを実施しており、適切な対応が講じられている。

なお、通常の業務を行うほかに、平成27年度の統合新法人設立に向けての、各種規程・規則の制定や各種委員会の設置、様式の統一化など様々な調整を行ったこと等は評価できる。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等

特になし

4. その他事項

研究開発に関する審議会の主な意見	<ul style="list-style-type: none">・遺伝子多型と生活習慣病の関係に関する研究など進展が見られる。・身体活動基準で示された身体活動量、運動量、体力の基準に関する大規模前向き介入研究が実施され、質の高い学術誌にも成果が公表されていることは、大学などの他機関では出せない成果であり、高く評価できる。・食事摂取基準（2015年版）の改訂に資する「自立高齢者の身体活動量、消費エネルギー量」が出されたことは、我が国の国民の健康づくりおよびその施策を推進させる成果として重要である。高齢者に対する課題を検討したことなどは評価に値する。
監事の主な意見	特になし

様式2－1－3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式【国立健康・栄養研究所分】

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 調書No.	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度					
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項									
1. 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	A	A	A	A				1-1	研究開発業務
2. 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	A	A	A	B				1-2	研究開発業務
3. 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	A	A	A	A				1-3	研究開発業務
4. 研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究	A	A	A	B				1-4	研究開発業務
5. 論文、学会発表等の促進	A	A	A	B				1-5	
6. 講演会等の開催、開かれた研究所への対応	A	A	A	A				1-6	
7. 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	A	A	A	B				1-7	
8. 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置	S	A	A	A				1-8	
9. 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	A	A	B	B				1-9	
10. 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	A	B	A	B				1-10	
11. 栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成す	A	A	A	B				1-11	

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 調書No.	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度					
II. 業務運営の効率化に関する事項									
13. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	B	A	A	B				2-1	
14. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	A	A	A	B				2-2	
15. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	A	A	A	B				2-3	
16. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	A	A	A	B				2-4	
17. 評価の充実に関する事項を達成するための措置	A	A	B	B				2-5	
18. 業務運営全体での効率化を達成するための措置	A	A	S	A				2-6	
III. 財務内容の改善に関する事項									
19. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項	B	B	A	B				3-1	

るための措置								
1 2 . 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	A	S	S	A			1 - 1 2	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

を達成するための措置									
2 0 . 経費の抑制に関する事項を達成するための措置	A	A	A	B				3 - 2	
IV. その他の事項									
2 1 . その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	B	A	A	B				4 - 1	

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1-1	生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究			
関連する政策・施策	X I-2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条	
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906	

(注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>厚生労働省策定の身体活動基準 2013 で示された身体活動量、運動量、体力の基準に関する大規模前向き介入研究に基づく成果は他機関では出せない成果であり評価できる。また、自立高齢者の身体活動量、消費エネルギー量に関する研究成果は食事摂取基準（2015 年版）の改定に資するもので我が国の国民の健康づくり及びその施策の推進に重要であり、行政施策の遂行に寄与すると考える。また、生活習慣予防のための遺伝子多型と生活習慣病の関係に関する研究や 2 型糖尿病感受性遺伝子のインスリン分泌調節機構についての解明など遺伝子からの解明も進んでいる。</p> <p>定量的には実績評価書の記述内容から卓越した研究成果が少なくとも 3 点ある。①高齢者エネルギー消費量に関する 3 年間にわたる研究を完成させたこと、②糖尿病新規遺伝子の機能を明らかにしたこと、③法人統合を見据えて腸内細菌のコホート研究を新規に立ち上げたことである。これら特筆される成果は、定量的にも A 評価といえる。以上、総合的に勘案して全体としては計画を上回る成果</p>

						を達成したものと評価する。 <今後の課題> 高齢者に対する課題の検討などは評価できるが、生活習慣病関連の研究は新規性が求められる。
--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

中期目標	中期計画	26年度計画
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を發揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事によるテラーメード予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、文献的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を策定するための科学的根拠を提示する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>a 運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示</p> <p>①「健康づくりのための身体活動基準 2013」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究を実施する。また、健康づくりのための身体活動基準やアクティブガイドの普及・啓発に関する研究を実施する。</p> <p>②国民健康・栄養調査の身体活動に関する質問・歩数計の評価法の高度化に関する研究を実施する。</p> <p>③身体活動疫学研究を実施し、将来の身体活動基準・指針改定のためのエビデンスを蓄積する。</p> <p>④日本人の知見が不足している高齢者及び小児を主な対象として、二重標準水法を用いて、身体活動レベル及び総エネルギー消費量のデータを収集・分析し、高齢者や幼児の標準値を提供する。</p> <p>⑤ヒューマンカロリメーターを用いて、1食毎に異なる栄養素組成がエネルギー基質に与える影響とその要因を検討することにより、肥満の予防や解消に寄与する知見を獲得する。</p> <p>⑥人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を継続し、食事・身体活</p>

		<p>動・食行動意識、心理的要因・遺伝的要因等と生活習慣病発症との関連性や、運動と食事による保健指導効果について引き続き検討する。</p> <p>⑦特定健診及び特定保健指導のデータをもとに、BMI や血圧値等の検査結果と食生活・身体活動に関する問診結果を分析し、運動指導のみ、あるいは食事指導のみの群における変化と比較することにより、運動指導と食事指導の併用効果を検討する。</p> <p>⑧ALS、パーキンソン、虚弱高齢者など筋肉量が変化する有疾患者におけるエネルギー必要量を推定する方法を二重標識水法で測定したデータを基に検討する。</p> <p>b 生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明 ①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で 2 型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域の解析や次世代シーケンスによる高密度多型情報と imputation による全ゲノム関連解析により新たな 2 型糖尿病感受性遺伝子を同定する。</p> <p>②複数のコホート研究において、これまでに明らかになった肥満や糖尿病関連遺伝子の生活習慣病発症への寄与や、運動や食習慣といった環境要因との相互作用について明らかにする。</p> <p>③身体活動や食事といった行動に遺伝的要因が及ぼす影響について検討する。</p> <p>c 遺伝子改変動物等を用いたテラーメード予防法開発にむけた科学的根拠の提示 • 遺伝子操作動物を用いて、我々が同定した日本人の 2 型糖尿病感受性遺伝子の機能について解明する。また高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、既に作製した遺伝子操作動物あるいは脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物を用いてインスリン抵抗性メカニズムについて検討する。さらに運動におけるインスリン抵抗性改善メカニズムについて検討し、糖尿病・メタボリックシンドロームの改善や予防法の開発につなげる。</p>

評価の視点等	【評価項目 1-1 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究】	自己評定 ＜評定と根拠＞ 厚生労働省策定の身体活動基準 2013 で示された基準の妥当性についての検討ならびに策定の根拠の論文化、日本人の食事摂取基準改定に資する研究の実施、将来の身体活動基準・指針改定のためのエビデンスの蓄積、大規模コホートの解析から新たな知見の獲得など、生活習慣病予防のための研究成果は大きな進展がみられており、行政施策の遂行に寄与するところも大である。また、生活習慣病予防のための 2 型糖尿病感受性遺伝子のインスリン分泌調節機構について解明するなど遺伝子からの解明も進んでいる。さらに高脂肪食などによるインスリン抵抗性発症メカニズムについて新たな知見が得られた。 ＜課題と対応＞ 研究成果の最大化に向けて、高齢者や有疾患者における新規のデータの収集は順調に進行しているが、分析が終了していないサンプルがあるため、サンプル分析とデータ解析を順調に進める体制づくりを行うことが必要である。	A	評 定 ＜委員の意見＞ ・遺伝子多型と生活習慣病の関係に関する研究など進展が見られる。 ・目標を計画どおりに達成。 ・身体活動基準で示された身体活動量、運動量、体力の基準に関する大規模前向き介入研究が実施され、質の高い学術誌にも成果が公表されていることは、大学などの他機関では出せない成果であり、高く評価できる。 ・食事摂取基準（2015 年版）の改訂に資する「自立高齢者の身体活動量、消費エネルギー量」が出されたことは、我が国の国民の健康づくりおよびその施策を推進させる成果として重要である。 ・高齢者に対する課題を検討したことなどは評価に値する。生活習慣病関連の内容は新規性が求められる。	A
【評価の視点】		【業務実績】			
・研究の質は高く保たれているか。		1. 国内外の一流の学術誌に掲載されるなど、質の高い研究を行った。			
・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。		2. 「身体活動基準 2013」の策定根拠を国際的学術誌に掲載し、高い評価を受けた。「運動基準 2006」や「身体活動基準 2013」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模前向き介入研究を実施し、介入・観察を継続し、ベースライン研究ならびに縦断的観察研究の成果を得られつつある。 ほぼ自立した生活を送っている高齢者において、二重標識水法による総エネルギー消費量・身体活動レベルのデータを本年度までの 3 年間に渡り収集した。国民健康・栄養調査で得られた集団と同様の対象特性を有する点で、従来の報告以上に、食事摂取基準における身体活動レベルの決定に資する結果となると考えられる。			
・研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。		3. 虚弱高齢者や杖、歩行器などの補助具を使用している高齢者を対象とした加速度計による歩行数、歩行強度の測定精度について検討した。その結果、虚弱者や補助具使用者では測定精度が劣る（歩数の過少評価がみられる）ことが明確になった。また、日本で患者の多い非肥満糖尿病患者について、非肥満の 2 型糖尿病患者男性と健常男性について 1 日のエネルギー消費量及びテスト食摂取時のエネルギー基質の利用について比較した。糖尿病の有無で食後のエネルギー消費量には差がないが、呼吸商は糖尿病の有無と食後時間の間に交互作用が認められた。今後、肥満、糖尿病、基質利用の関係を組み合わせることで学会ガイドライン等に貢献できるデータの収集を目指す。			
・大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。		4. 2 型糖尿病感受性遺伝子として同定されていたが、その機能が全く不明であった遺伝子 X に関する機能解析を行い、新しいインスリン分泌調節機構を明らかにした。またこれまで全く不明であった肝臓の「選択的インスリン抵抗性」のメカニズムについて新たな知見を得ることができた。新規 2 型糖尿病感受性遺伝子の候補をある程度絞り込むことはできたので、今後 2 次、3 次スクリーニングを行い同定していく。また、新たに腸内細菌に着目した新たなコホートを立ち上げており、遺伝・環境要因の相互作用を明らかにしていく。			
		5. 厚生労働科学研究により、身体活動指針（アクティブガイド）を活用した保健指導における身体活動支援のためのコアカリキュラムを策定し、社会医学的に重要な成果が上がりつつあり、将来の施策に寄与する可能性が大きいと評価する。			
		6. 生活習慣病予防や治療につながる新たな縦断的知見が大規模コホート研究を用いて得られた。例えば、候補遺伝子解析の結果から長寿、筋力、筋量などに関連する候補遺伝子多型を明らかにし、健康寿命の個人差に関連する遺伝的要因について成果を上げた。			

<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 ・研究成果の意義が適切に示されているか。 	<p>5. 研究成果は、主に欧文原著論文として、インパクトファクターの高い国際的に主要な学術誌に発表している。コホート研究については、中長期的な観点に立って、計画的かつ効果的な実施を図っている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・長期的（10年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 	<p>6. 総説ならびに学会シンポジウム、専門家や一般市民を対象とした講演会などで情報を提供し、高い評価を得た。</p> <p>7. 大規模コホート研究の縦断的な研究成果が徐々に得られ、従来通りベースライン分析に基づく断面研究の成果や社会科学的に重要な知見を見いだすなど、研究成果が見られている。</p>	

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1－2	日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究								
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条				
当該項目の重要度、難易度				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906				
2. 主要な経年データ									
主な参考指標情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
		23年度	24年度	25年度	26年度				
注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載									
3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価			
				主な業務実績等	自己評価				
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	B		
						<評定に至った理由>			
						健康日本21（第2次）の推進に資するため、昭和48年～平成24年国民健康・栄養調査の結果を用いた年次推移結果を厚生労働省内専用ホームページで公開した。食事摂取基準の活用として発出された「避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参考量」の活用状況に関する避難所調査結果を再解析の結果を踏まえた災害時の食支援（DVDの作成、災害時派遣のマニュアル作成）健康・栄養調査技術セミナー開催、栄養摂取調査入力ソフト（食事しらべ2014）開発など多数の精力的取組みを評価し、全体としては計画どおり達成したものと評価する。			
						<今後の課題>			
						ホームページに公開した国民健康・栄養調査の結果の分析をすすめ施策への活用を図っていくことなど、より有効なデータベースの活用が求められる。			

4. その他参考情報

中期目標	中期計画	26年度計画
イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成25年度に予定される改定作業開始に向か、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> <p>b 「健康日本21」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けた、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及、国及び地方自治体等の施策の推進に資する研究を行うことが重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>a 食事摂取基準策定のための栄養疫学研究及び基本的情報の収集 ①健康日本21（第2次）の推進に資するため、国民健康・栄養調査結果を用い、食事摂取基準等の策定根拠の創出及び日本人の食・栄養問題に関連する栄養疫学的研究を行う。</p> <p>②主要栄養素であるたんぱく質、脂質、炭水化物のバランスと肥満・生活習慣病発症及び改善に関して検討を行うとともに、栄養と運動の併用効果についても検討を行い、効果が期待できる科学的根拠に基づいた予防・治療法の開発に資する研究を行う。</p> <p>③災害時等の食生活が多様化する状況下での、食のあり方を検討する。</p> <p>④日本栄養士会等の専門職種と連携し、エビデンスベースでの現場支援、種々の基準や施策の普及啓発、活用促進に取り組む。</p> <p>b 国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する検討 ①健康日本21（第2次）の推進に資するため、国民健康・栄養調査結果を用い、栄養素等摂取量・身体状況・生活習慣状況の都道府県別比較や年次推移の検討を行う。</p> <p>②国民健康・栄養調査及び特定健診等のデータを活用して、日本人の健康・栄養状態をモニタリングする手法を確立するための検討を行う。また、国民健康・栄養調査等のデータをもとに、生活習慣病による死亡等の将来予測を行うシミュレーションモデルを構築するための検討を行う。</p>

評価の視点等	【評価項目 1－2 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究】		評 定	B
	自己評定	A		
	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>健康日本21（第二次）の推進に資するため、昭和48年～平成24年国民健康・栄養調査の結果を用い、年次推移結果を厚生労働省内専用ホームページで公開した。また、食事摂取基準の活用として発出された「避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参考量」の活用状況に関する成果が得られた。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>国民健康・栄養調査の結果の分析をすすめ施策への活用を図っていくこと。これまでの結果をホームページに公開したが、その利活用研究を引き続き行っていく。</p>	<p>＜委員の意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食事しらべ2014」の開発は高く評価できる。今後日本人の食生活と疾患のより詳細な解析が期待される。 目標を計画どおりに達成。 栄養疫学的研究の成果は、計画通り遂行でありB判定と考えるが、災害時における食支援（DVDの作成、災害時派遣のマニュアル作成）、健康・栄養調査技術セミナー開催、栄養摂取調査入力ソフト開発（食事しらべ2014）など、多数の精力的取組みを評価して、総合的にA判定とした。 データベースのより有効な活用が求められる。 		
【評価の視点】				
・研究の質は高く保たれているか。				
・わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものであるか。	<p>【業務実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 栄養疫学的研究の成果は、国内外の一流の学術誌に掲載されるなど、質の高い研究を行った。 国民健康・栄養調査結果を活用して、身長・体重・BMI値については昭和48年～平成24年結果を、栄養素等摂取量と食品群別摂取量については個人別データが利用可能な平成7～24年結果を用い、年次推移結果を算出した。また、エビデンスベースでの現場支援を目的として（公社）日本栄養士会と連携し、災害時のフォーカスグループインタビューおよび派遣栄養士の活動報告書を用いた質的解析を実施し食の問題点を明確にするとともに、その結果を踏まえJDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）活動マニュアル等を作成した。 			
・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。	<p>国民健康・栄養調査結果を活用して、国民のエネルギー摂取量の減少要因に関する研究ならびに血液検査への協力に関する要因に関する研究を行った。また、水銀血圧計が2020年に製造中止となることから、代替の測定法を検討し、課題を整理した。</p> <p>国民健康・栄養調査を基盤とした国民の健康・栄養のモニタリングの適切な実施は栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものと考える。</p>			
・策定に有用な資料やデータベース等を作成・管理・公開しているか。	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康・栄養調査の分析結果から、国民の栄養摂取状況や身体状況に関する最新の現状値が一覧できる。 			
・国や地方自治体が実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康・栄養調査の年次推移結果を「健康日本21(第二次)分析評価事業」サイトにて公開した。 			
・研究成果が適切に示されているか。	<p>食事摂取基準の活用として発出された「避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参考量」および関連ツールについて、活用状況を調査した。栄養参考量等の栄養支援情報ツールの認知率は約37%、活用率は約14%であり、伝達が不十分である問題点が明らかとなった。認知率および活用を高める取り組みとして、DVDを作成・監修した。</p>			
特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康・栄養調査の年次推移結果を「健康日本21(第二次)分析評価事業」サイトで公開し、国及び地方自治体の評価に資することが可能になった。 			
	<ol style="list-style-type: none"> これらの研究成果は主要な学術誌に論文として発表するととともに、普及啓発事業を通じて広く一般への広報活動を行った。また、「健康日本21(第二次)分析評価事業」サイトの一般公開は、将来、栄養疫学部門の研究とその実践において大きく寄与すると考える。 			

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1－3	「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究								
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条				
当該項目の重要度、難易度				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906				
2. 主要な経年データ									
主な参考指標情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
		23年度	24年度	25年度	26年度				
	予算額（千円）								
	決算額（千円）								
	経常費用（千円）								
	経常利益（千円）								
	行政サービス実施コスト（千円）								
従事人員数									
注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載									
3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価			
				主な業務実績等	自己評価				
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	A		
						<評定に至った理由>	<評定に至った理由> 「健康食品」の原材料の安全性評価として、ミネラル酵母の安全性評価方法の確立や食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価としてビタミンKのアポトーシスの誘導の分子機構の解明に成果を得た。また、国民に曖昧な、あるいは誤った情報を氾濫させないよう「健康食品の安全性・有効性情報」について逐次見直し、新しい情報を迅速に提供し、その提供数（アクセス件数）も増加していることは評価できる。さらに健康食品による有害事象の収集と活用のための取り組みとして、有害事象の客観的な評価法の開発に取り組んでいる。全体としては食品に含まれる微量栄養素等の生理機能的評価、「健康食品」の素材の安全性に関する研究など計画を上回る成果を達成したものと評価する。		
						<今後の課題>	<今後の課題> 新たな機能性表示制度に対応する研究体制の構築が必要である。		

4. その他参考情報

中期目標	中期計画	26年度計画
ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。 また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、それらの情報を効果的に国民に提供する。また、「健康食品」の利用実態や有害事例に関連した調査研究を行う。</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>a 「健康食品」等の素材成分に関する情報収集及び健康影響に関する調査研究 ①測定成分の曖昧さにより分析法が確立されていない栄養成分に関して検討を行う。また、カラムスイッチング HPLC を用いたビタミン D 分析法を改良し、その妥当性を検証する。 ②食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価 •引き続き β カロテン-ビタミン A 転換酵素の遺伝子発現制御機構を分子レベルで明らかにする。特に RAR/RXR の結合状態と転写制御の関連について調べる。 •脂溶性ビタミン、ミネラル等の微量栄養成分が有する薬理効果を再検討する。 ③疾病モデル動物における「健康食品」素材の健康影響評価を行う。特に、骨粗鬆症モデル動物におけるレスベラトロールとスタチンの相互作用について詳細に検討する。 ④「健康食品」の原材料の安全性評価として、ミネラル酵母に関する試験を継続して実施する。 ⑤コレウス・フォルスコリ抽出物の各分画による薬物代謝酵素の誘導作用を検討し、原因物質の特定を試みる。また、レスベラトロールを長期摂取させた状態における医薬品（ワルファリン）との相互作用を検討する。 ⑥高吸収型クルクミンによる非アルコール性脂肪肝炎への効果を再検討する。また、肝細胞において抗炎症作用を示したルテオリンを含むシソエキスを用い、非アルコール性脂肪肝炎への効果を検討する。</p> <p>b 「健康食品」に関する公正な情報の提供 ①『「健康食品」の安全性・有効性情報 (hfnet)』サイトに関して、厚生労働省等と連携して継続的な掲載情報の更新をするとともに、それらの情報の効果的な発信等に関連した調査研究を行う。また、消費者が必要な情報を得られやすい様にサイトの改修を行う。 ②『特別用途食品・栄養療法エビデンス情報(fosdu)』のサイトに関して、継続的な掲載情報の更新に努める。 ③これまでのアンケート調査から明らかとなった問題点を整理して、パンフレット等を作成して情報提供に努める。また、高齢者においては健康食品を治療目的に用いているケースが多く見受けられることから、医薬品との併用に着目して、その利用実態を明らかとする。</p>

		④健康被害との因果関係を調べるアルゴリズムと有害事象調査票の実用性に関するアンケート調査結果を踏まえ、実際に利用可能なアルゴリズム作成と有害事象の収集法についてさらに検討する。
--	--	--

評価の視点等	【評価項目 1-3 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究】	自己評定	A	評 定	A
		<評定と根拠>	ミネラル酵母の安全性評価方法の確立や抗加齢・ダイエット関連健康食品素材の安全性・有効性評価、並びに微量栄養素の生理機能評価及び分析法の改良に関する研究成果は、国の食品の安全確保に関する施策に寄与するものである。本成果は、今後、機能性表示食品等の品質評価を行う上でも重要な成果である。また、「健康食品の安全性・有効性情報」「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」に最新情報を公開し、不確かな情報の混乱防止の促進に寄与した。さらに健康食品による有害事象の収集と活用のための取り組みとして、有害事象の客観的な評価法の開発と実用性の検証を行った。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧は1日14,000件以上が維持されており、目標を大きく上回った。	<委員の意見>	・健康食品の安全性、有効性情報の提供数（アクセス数）が増加するなど成果を上げている。 ・食品に含まれる微量栄養素等の生理機能的評価、「健康食品」の素材の安全性に関する研究等目標を上回ったものと認めA評価。 ・国民に曖昧な、あるいは誤った情報を氾濫させないように、種々の健康食品の安全性・有効性について逐次見直し、新しい情報を迅速に提供していることを高く評価する。
【評価の視点】		<課題と対応>	新たな機能性表示制度に対応する研究体制の構築が必要である。		
・研究の質は高く保たれているか。		【業務実績】	1. 食品に含まれる微量栄養素の生理機能の評価について、βカロテン-ビタミンA転換酵素（BCMO1）の遺伝子プロモーター上にビタミンA依存的にRAR/RXRが結合することを複数のアッセイ系で確認し、結合が比較的弱いことが分かった。このことが転写活性化が起こらない理由の一つである可能性が示唆された。βカロテンからのビタミンA転換に関する新たな知見が得られたことより、将来日本人の食事摂取基準におけるβカロテンに関する新知見を提供できる可能性がある。 ビタミンKが白血病由来細胞のアポトーシスを誘導することを見出した。アポトーシス誘導の分子機構を詳細に解析した結果、薬理量のビタミンK投与が新たな生体機能を発揮する可能性を見出した。これにより、医薬品としてのビタミンK剤開発の手掛かりとなる可能性がある。		
・食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができているか。		2. 「健康食品の安全性・有効性情報」データベース等では、最新情報の追加・更新を行い、一般に公開した。データベースはバランスのとれた食事と身体活動が重要であることを基本的考え方として作成し、信頼できる情報を収集・蓄積した。			
・情報発信はタイムリーに行われているか。		3. 健康食品の安全性・健康被害に関する情報について、迅速な収集及びホームページ等を通じた提供を行うとともに、ネット会員約6,000名に対して定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。			
・国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。		4. 「健康食品の安全性・有効性情報」および「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースの更新・追加を行い、一般に公開した。データベースは新聞や雑誌で頻繁に引用された。「健康食品の安全性・有効性情報」データベースは、2015年4月から導入された機能性表示食品の登録資料に公正中立的な情報源として参照されている。			
・情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。		5. 情報の更新状況をホームページ上で示すとともに、ネット登録会員に毎月まとめてニュースとして提供した。情報提供の状況を雑誌や新聞の取材を介して積極的に紹介した。また、健康食品の利用によって安全性が危惧される小児や病者等の利用実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止のための有害事象の収集・因果関係分析法についても検討した。			
・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		6. 健康食品素材の安全性・有効性評価及び食品成分の分析法の開発を中心とする研究成果は、国内外の学会誌等に発表しており、今後、機能性表示食品の安全性評価を行う上でも重要な成果である。特に科学的根拠に乏しい健康食品の安全性・有効性評価に関する研究等については、消費者の安全を確保する観点から、今後も継続的に実施していく必要がある。			

高齢社会では健康食品の利用が益々増えてくると予想され、健康食品の安全性・有効性評価に関する研究は重要な研究テーマである。健康食品は多様な消費者の自己判断で利用されるため、特に有害事象や安全性に関する情報収集とそれらの情報を踏まえた詳細な安全性確保に関する研究を、今後も継続的に実施していく必要がある。

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報																																																																																																																																														
1－4	研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究																																																																																																																																													
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条																																																																																																																																									
当該項目の重要度、難易度				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906																																																																																																																																									
2. 主要な経年データ																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">主な参考指標情報</th> <th colspan="6">②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>基準値等</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th></th> <th></th> <th>予算額（千円）</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークショップ等の参画</td> <td>各年度1回以上</td> <td>年6回</td> <td>年6回</td> <td>年7回</td> <td>年4回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職能団体等への支援</td> <td>各年度5回以上</td> <td>年5回</td> <td>年6回</td> <td>年7回</td> <td>年4回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>従事人員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									主な参考指標情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度			予算額（千円）	23年度	24年度	25年度	26年度			ワークショップ等の参画	各年度1回以上	年6回	年6回	年7回	年4回										職能団体等への支援	各年度5回以上	年5回	年6回	年7回	年4回																																																																														従事人員数						
主な参考指標情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）																																																																																																																																						
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度			予算額（千円）	23年度	24年度	25年度	26年度																																																																																																																																		
ワークショップ等の参画	各年度1回以上	年6回	年6回	年7回	年4回																																																																																																																																									
職能団体等への支援	各年度5回以上	年5回	年6回	年7回	年4回																																																																																																																																									
								従事人員数																																																																																																																																						
注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載																																																																																																																																														
3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																																																																														
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価																																																																																																																																								
				主な業務実績等	自己評価																																																																																																																																									
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	B																																																																																																																																							
						<評定に至った理由> 栄養教育手法の開発を進めるとともに、生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点に関する調査分析や東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象とした調査を行い、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究が実施され、専門家への情報提供にも努めている。また、研究者が個々に外部資金を獲得している実績は評価できる。全体としては計画を達成したものと評価する。																																																																																																																																								
<今後の課題> 食育推進のため、効果的な栄養教育の在り方を検討する必要がある。また、研究者の外部資金獲得を支援する体制づくりや現在の仕組みの問題点などを明確にする必要がある。																																																																																																																																														

4. その他参考情報

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p> <p>オ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>エ 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>オ 小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家（管理栄養士等）のみならず広く国民に情報提供し、行政機関等と協調して食育を推進する。</p>	<p>エ 研究能力の向上のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、若手育成型の科学研究費補助金を年間10件、助成事業における外部資金を年間5件以上の獲得を目指す。また、それらの研究成果について評価を行い、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。 <p>オ 効果的な栄養教育手法の開発</p> <p>①効果的な栄養教育手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の低栄養予防、自立度低下予防のための栄養改善を効果的に行う方法、環境整備に関する調査研究を実施する。 スマートフォンアプリを使用した栄養改善の介入方法についての研究を実施する。 栄養教育の効果的な介入方法に関する文献レビュー結果をまとめること。 <p>②食育に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人を対象とした食育の意識・ニーズの調査及び市町村や学校を対象とした食育活動の目標設定や評価方法に関する調査を実施すること。 <p>③専門家等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本栄養士会等の専門家団体との連携を深め、卒後教育やエビデンス蓄積に協力すること。

評価の視点等	【評価項目 1-4 研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究】		評 定	B
	自己評定	A		
【評価の視点】	<p>・研究の質は高く保たれているか。</p> <p>・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。</p> <p>・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p> <p>・東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか。</p> <p>・食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。</p>	<p><評定と根拠> 生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について調査分析や東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象とした調査を行い、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究を実施するとともに、専門家への情報提供にも努めた。</p> <p><課題と対応> 食育推進のため、効果的な栄養教育の在り方を検討する必要がある。</p> <p>【業務実績】</p> <p>1. 研究成果は主に英文論文として欧米の主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を実施した。具体的な研究としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設高齢者を対象に運動介入と消化酵素剤投与の影響を検討した研究について結果をまとめ、運動介入のみの場合に、栄養状態への影響がある可能性が示唆されたことを論文発表した。 ・地域在住高齢者コホート（柏スタディー）の1,921名について、介護保険の栄養改善プログラムで使用されている食事関連のリスクのチェックリストについて、スコアリングを試みた。サルコペニアの有無及び低栄養との関連を比較した結果、チェックリストによりサルコペニアや低栄養を予測しうる可能性が示され、論文発表した(online firstにて掲載)。 ・スマートフォンで撮影した食事の写真を管理するアプリケーションについて、食事改善に使用できるかの検討を行った。結果について、日本栄養改善学会で発表し、アプリケーションの改善と今後の介入研究の準備中である。 ・共食に関する文献レビューを行い、研究による共食の定義の違い、質問項目の違いについてまとめ、レビューとして報告した。 ・共食に関する文献レビューを行い、検索に該当した和文69編、英文119編より精読した和文61編、英文42編について取りまとめました。その結果、共食との関連を検討したアウトカムとしては、食物摂取の関連をみたもの（英文16編、和文9編）、体格との関係をみたもの（英文15編、和文5編）が多くあった。（投稿準備中） <p>2. 高齢者介護防止法の開発に向けたコホート研究が継続されている。</p> <p>3. 研究成果は学術論文として発表、あるいは主要な学会で発表した。地域住民を対象とする大規模コホート研究については、規模をさらに拡大し、引き続き研究を進めていく計画である。</p> <p>4. 災害時においても栄養参考量を満たすための要因を探索するため、東日本大震災の避難所調査結果を再解析し、①近隣の避難所との連携、②外部からの食事提供（自衛隊、給食センター）、③管理栄養士・栄養士の配置が有用であることを見出した。</p> <p>5. 内閣府食育推進評価委員として参画するなど、行政施策に寄与した。</p>	<p><委員の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教育手法の開発が進んでいる。 ・目標を計画どおりに達成。 ・研究者が個々に外部資金を獲得している実績を高く評価する。しかし、それを支援する体制づくりや現在の仕組みの問題点などを明確にする必要がある。 	

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
1－5	論文、学会発表等の促進													
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条							
当該項目の重要度、難易度						関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906							
2. 主要な経年データ														
主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度									
学術論文の掲載	各年度80報以上	年106報	年106報	年104報	年85報		予算額（千円）	23年度	24年度					
インパクトファクターが2.0以上の学術誌に掲載	各年度30報以上掲載	年43報掲載	年40報掲載	年49報掲載	年33報		決算額（千円）	25年度	26年度					
研究者一人あたりの論文引用度	各年度2.50以上	論文引用は発表年度後になるので評価できない	年17.3	年10.4	年8.8		経常費用（千円）							
学会における口頭発表	各年度200回以上	年203回	年174回	年221回	年258回		経常利益（千円）							
調査研究に関する一般講演	各年度150回以上	年179回	年162回	年171回	年95回		行政サービス実施コスト（千円）							
研究成果に関する著書等	各年度150件以上	年114件	年154件	年167件	年96件		従事人員数							
調査研究に関するメディアの報道	各年度50件以上	年43件	年63件	年65件	年16件									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>他機関では実施困難な当研究所ならではの独自性を有する研究が実施され、得られた結果は国民の生活や健康づくりに直結し社会的貢献度が高い研究があるが、</p> <p>量的到達度の観点において、論文数、学会発表数は目標の範囲内であり、全体としては計画を達成したものと評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>研究機能の維持・強化のため、学会発表よりも論文発表に重点をうつす必要がある。また、過去の実績を踏まえた適切な計画目標の設定が望まれる。</p>

4. その他参考情報

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>	<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進</p> <p>調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。</p> <p>これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を400報以上、口頭発表を1000回以上行う。</p> <p>なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p>	<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進</p> <p>①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文80報以上、口頭発表200回以上を行う。</p> <p>その際、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に、30報以上掲載されることを目指す。</p> <p>②研究成果に係る著書・総説・解説を年間150報以上行う。</p> <p>③国民の健康増進に寄与するため、調査研究の成果を発表するための講演を150回以上行うほか、マスメディアによる報道が、50件以上となるよう報道情報の収集に努める。</p>

評価の視点等	【評価項目 1－5 論文、学会発表等の促進】	自己評定 B	評 定 B
<評定と根拠>			<委員の意見>
英文論文を中心に目標を上回る学術論文の掲載がなされ、とりわけ、インパクトファクターの高い学術誌にも目標を上回る掲載がなされる及び口頭発表を行うなど、優れた研究業績を上げた。一般講演の低下は研究業務に傾注するとの方針によるものである。			<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の目標数の論文、学会発表である。 目標の範囲内。 数値目標に対する量的到達度からみるとB判定である。
<課題と対応>			<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を含む様々な対象者における栄養と運動の両視点からの研究は、国内の他機関にはない有意義な成果を上げている。また健康食品の安全性に関する研究や健康食品と医薬品の相互作用の研究なども優れた実績を上げている。これらの研究は、他機関では実施困難であり、当研究所ならではの独自性を有している。また得られた結果が国民の生活や健康づくりに直結しており、社会的貢献度が高いといえる。
<p>研究機能の維持・強化のため、学会発表よりも論文発表に重点を移す必要がある。</p> <p>【業務実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> インパクトファクターによる客観的評価によても、国際的評価の高い学術雑誌への発表が数多くなされた。国内外の主要な学会での発表でも高い水準を確保した。 英文誌への原著論文掲載 67 報、国際学会での発表 62 回、招待講演 14 回など、海外に向けて研究成果を積極的に発表した。 研究部毎の分析を行い、評価に活かしている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画の目標数の論文、学会発表である。 ・目標の範囲内。 ・数値目標に対する量的到達度からみるとB判定である。 ・高齢者を含む様々な対象者における栄養と運動の両視点からの研究は、国内の他機関にはない有意義な成果を上げている。また健康食品の安全性に関する研究や健康食品と医薬品の相互作用の研究なども優れた実績を上げている。これらの研究は、他機関では実施困難であり、当研究所ならではの独自性を有している。また得られた結果が国民の生活や健康づくりに直結しており、社会的貢献度が高いといえる。 ・26年度計画に照らせば成果が得られたとみなされるが、計画目標が低いため、改善が望まれる。
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。 ・海外において研究成果が積極的に発表されているか。 ・上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。 			

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報																
1－6	講演会等の開催、開かれた研究所への対応															
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条										
当該項目の重要度、難易度						関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906									
2. 主要な経年データ																
主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度											
所内見学者の受け入れ	各年度300名以上	年182名	年447名	年533名	年643名		予算額（千円）	23年度	24年度							
講演会の開催もしくは講師派遣	各年度10回以上	年11回	年11回	年13回	年20回		決算額（千円）	25年度	26年度							
セミナーの開催	各年度5回以上	年4回	年5回	年7回	年10回		経常費用（千円）									
講演会等の参加者に対するアンケート調査	参加者の70%以上から役にたつたとの回答を得る	参加者の70%以上から役にたつたとの回答を得た	参加者の80%以上から役にたつたとの回答を得た	参加者の80%以上から役にたつたとの回答を得た	参加者の80%以上から役にたつたとの回答を得た		経常利益（千円）									
							行政サービス実施コスト（千円）									
							従事人員数									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>一般公開セミナーは 809 名とこれまで最多の参加者を得た。また、オープンハウスでは昨年度より若干参加者数が減少したものの 386 名の参加者があった。また、中高校生の受入れは大きく増加している。</p> <p>また、開かれた研究所へ向けて大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応している。全体としては時間も限られる中で、開催回数などから見ても熱心に取り組まれており、講演会等への参加者が増加するなど計画を上回る成果を達成したものと評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>一般公開セミナーやオープンハウスのアンケート結果をもとに、テーマ設定なども含めて、より効果的な実施の在り方を検討する必要がある。また、企業、事業所などを対象とした展開が望まれる。</p>

4. その他参考情報

中期目標	中期計画	26年度計画
<p>イ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p> <p>ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p>	<p>イ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。</p> <p>また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。</p> <p>一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。</p> <p>ウ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>イ 講演会等の開催</p> <p>①研究で得られた成果を社会に還元するため、一般向けの公開セミナー（第16回）を東京で開催する。</p> <p>②管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、連携も含めそれらのプログラムの企画等への支援を3回程度行う。</p> <p>③外部からの電話やメールを介した問い合わせについて適切に対応するとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上のFAQに反映させ、効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。</p> <p>④食育推進全国大会に研究所ブースを開設し、一般市民に対し食育に関する専門情報を還元する。</p> <p>ウ 開かれた研究所への対応</p> <p>・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。また、所内見学等に積極的に対応し、小学生や中高生が健康や栄養に関して高い関心を持ち、正しい知識が普及出来る取り組みを行う。</p>

評価の視点等	【評価項目 1－6 講演会等の開催、開かれた研究所への対応】	自己評定	A	評 定	A
		<評定と根拠>		<委員の意見>	
		<p>一般公開セミナーは 809 名とこれまで最多の参加者を得て実施され、食事摂取基準の改訂をふまえた効果的なセミナーが実施できた。また、オープンハウスでは昨年度より若干参加者数が減少したものの 386 名の参加者があった。また、中高校生の受入れは大きく増加している。これらのことから健康や栄養に関する知識の普及啓発は昨年度以上の実績である。また、一般公開セミナーのアンケート結果からは有用な情報提供が行われていると評価できる。</p> <p>また、開かれた研究所へ向けて大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応した。</p>		<p>・講演会等への参加者が増加しており評価できる。</p> <p>・目標を計画どおりに達成。</p> <p>・開催回数などから見ても非常に熱心に取り組んでいる点を評価する。</p> <p>・限られた時間の中で研究を実施する一方で、対外的に啓発事業を展開するのは難しいと思われる中で十分な成果が得られたと評価できる。今後、企業、事業所などを対象とした展開が望まれる。</p>	
【評価の視点】 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。 		<p>【業務実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 『日本人の食事摂取基準』改訂を踏まえた食事と身体活動」をテーマとして、第 16 回一般公開セミナーを平成 27 年 2 月 21 日（土）に開催し、809 名の参加があった。 		<p>この参加者数はテーマ設定が時宜に適ったものであったことを示すものである。また、アンケートの結果、「非常に役に立った」「役に立たなかった」との回答が 80% 以上と有用な情報提供が行われていると考えられ、このことは食事摂取基準の正しい理解などを通じて健康の増進に資するものと考えられる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年 1 回以上実施されているか。 		<ol style="list-style-type: none"> 2. 一般公開セミナー及び地方自治体が主催する技術研修セミナーへの協力など、公正中立な立場から社会・行政ニーズに沿った活動を行った。これらの活動を通じて将来の成果の創出の期待：社会・行政ニーズに合った研究成果が得られるようになる。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。 		<ol style="list-style-type: none"> 3. アンケートの結果、80% 以上の方から「役に立った」との回答を得られた。また、今後の希望についても調査をしており、次回への参考としている。このことは、社会のニーズに沿った講演会、セミナーの開催を通じて健康増進に寄与するとともに研究活動にも生かされるものである。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。 		<ol style="list-style-type: none"> 4. 大手新聞社、マスコミ等へ事前に情報を提供、ホームページでの紹介等を通じてセミナー等の開催について広報を行った。また、一般公開セミナーを（公社）日本栄養士会の生涯教育単位とした。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。 		<ol style="list-style-type: none"> 5. 講演会、セミナー等への参加者へのアンケート調査により、80% 以上の参加者から「満足」との回答を得ている。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。 		<ol style="list-style-type: none"> 6. 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等には公正中立な立場から対応した。 <p>外部からの電話やメールを介した問い合わせに関して、適切な対応に努めた。問い合わせの多い事項についてはホームページに反映させ、外部から受けた質問の内容と回答については、月 1 回まとめて所内メールで通知し、対応状況が職員間で共有できるようにした。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの見学の受け入れを積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。 		<ol style="list-style-type: none"> 7. 大学、地方自治体、公益法人等の見学の受け入れを積極的に応じて（184 名）、研究所の理解に努めた。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年 3 回程度実施されているか。 		<ol style="list-style-type: none"> 8. 中高生等に対して、「総合的な学習の時間」等を活用した施設見学や講義等を 15 回実施して中学校（4 校 48 名）、高校（11 校 209 名）を受け入れ、研 			

<p>・管理栄養士・栄養士等の専門家（再）教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。</p>	<p>究所の役割や取組内容をわかりやすく紹介し、若い世代が健康・栄養への興味や関心を高めてもらえるよう努めた。</p> <p>9. 管理栄養士・栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、(76回) 専門職の技術向上に寄与した。また、(公社)日本栄養士会等が実施する研修プログラム等に対して支援・協力をした。さらに、専門官向けのセミナーを他機関と連携して、8回行った。 (公社)日本栄養士会のJDA-DAT研修の企画支援を5回行った。</p>	
--	---	--

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1－7	研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置					
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条	
当該項目の重要度、難易度				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906	

2. 主要な経年データ									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度					23年度	24年度	25年度	26年度		
研究機関等から研究員を受け入れるとともに関係機関等に研究員を派遣する	各年度受け入れ100名程度、派遣100名程度	受け入れ109名、派遣53名	受け入れ119名、派遣160名	受け入れ126名、派遣219名	受け入れ140名、派遣156名				予算額（千円）						
民間企業との共同研究	各年度12件程度	年13件	年12件	年12件	年8件				決算額（千円）						
									経常費用（千円）						
									経常利益（千円）						
									行政サービス実施コスト（千円）						
									従事人員数						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等	自己評価	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定 <評定に至った理由> 連携大学院及び民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、適切な人員配置や研究テーマの重要性や進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めている。全体としては計画を達成しているものと評価する。 <今後の課題> 組織的な取組として今年度の改善点や工夫をより明確にする必要がある。また、

						ヒューマンカロリメーターの共同研究による利用を広く進めることなど共同研究・共同利用による研究所の人材や設備の活用をより一層進める必要がある。
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p> <p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p> <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p> <p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p>	<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に60件以上を目標とする。</p> <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p> <p>エ 施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p>	<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保 ①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、効率的に特別研究員や研究補助員を配置するとともに的確な予算配賦を実施し、戦略的かつ効率的な研究に取り組み着実な研究成果を求める。 ②調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を促進するために事務部内の研究支援体制の充実を図る。 ③運営費交付金をはじめ競争的資金などの予算について、各研究業務の進捗状況及び費用並びに新たな課題を勘案しながら柔軟に配賦を行うなど効果的な取り組みを行う。</p> <p>イ 産学連携の推進 ①共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 ②研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、年間に12件以上を目標とする。</p> <p>ウ 将来の研究人材の育成 ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間100名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 ②連携大学院について、引き続き拡大を図るとともに兼任教員を派遣し、互いの強みを活かした研究協力を図る。 ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。</p> <p>エ 施設・設備の有効活用 ①測定室、RI室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各研究部で共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。 ②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。</p>

評価の視点等	【評価項目 1～7 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置】		自己評定	A	評 定	B
	<評定と根拠> 共同研究の実績は低下しているが、研究員の派遣や受け入れはそれぞれ 100名を超えており、連携大学院及び民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、新たな人員配置を行い、研究テーマの重要性や進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めた。					
<課題と対応> 共同研究・共同利用により研究所の人材や設備の活用をより一層進める必要がある。						
【評価の視点】		【業務実績】				
・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。		1. 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置（室長 1、研究員 3）を行うとともに「予算執行管理システム」等を更新した。		2. 法定業務である国民健康・栄養調査の集計及び食品試験業務など、国の施策推進に関わる研究室等に対して、重点的に研究員及び技術補助員を配置した。		<委員の意見> ・適切な人員配置が行われている。 ・目標を計画どおりに達成。 ・研究所のスタッフが、研究を効率的に推進できるように最大努力していることを評価する。 コメントとして、今後の組織的な取組みとして、今年度の改善点や工夫をもっと明確にする必要と思われる。 ・研究者派遣事業の内容と意義が具体的な内容が不明であり、説明が必要である。ヒューマンカロリーメータについて、共同研究による利用を広く進めることができることを評価する。
・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。		3. 研究企画委員会において各研究部/研究室における調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握・評価し、それらの結果を予算及び人員配置に反映させた。		4. 平成 26 年度においては民間企業等との 8 件の共同研究や 13 件の受託研究等を通じて、意見交換や学会発表を行い、積極的な連携に引き続き取り組んだ。		
・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。		5. RACMEM2014 や DLW Workshop2014 を開催し、当研究所のヒューマンカロリーメーターの共同研究、共同利用の推進を図った。		6. 施設管理委員会を通じて施設・設備の有効な活用に引き続き努めた。共同利用により運動施設を使用した者は、健康増進研究部の実施する研究に被験者として参加している。		
・共同研究を積極的に実施しているか。		7. 当研究所が行った国民健康・栄養調査の情報等を活用し、他の研究機関との共同研究を積極的に実施した。				
・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。						
・施設・設備を有効に研究に活用しているか。						
・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。						

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1－8	健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置					
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条	
当該項目の重要度、難易度				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906	

2. 主要な経年データ									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度					23年度	24年度	25年度	26年度			
国民健康・栄養調査票の集計	調査票受理後7ヶ月以内に集計し厚生労働省へ提出	調査票受理後7ヶ月と1日で集計し厚生労働省へ提出した	調査票受理後客体数が4倍のため集計の10ヶ月要して集計し厚生労働省へ提出した	調査票受理客体数が4倍のため集計の10ヶ月要して集計し厚生労働省へ提出した	平成25年調査では初めて世帯構成分類を用いた集計や10年間の年次別推移の検討に必要な年齢調整後の解析を行った。自治体担当者との間の調査票の確認作業の完了後集計集計完了まで6ヶ月を要して集計し厚生労働省へ提出した				予算額（千円）							
特別用途食品試験	検体受理から回答まで2ヶ月以内に行つた	申請8品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行つた	申請9品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行つた	申請6品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行つた	申請3品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行つた				決算額（千円）							
									経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							

								従事人員数							
--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																	
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価											
				主な業務実績等	自己評価												
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	A										
						<評定に至った理由>											
						消費者庁が所管する特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務や国民健康・栄養調査の集計は適切かつ遅滞なく実施されており、定量的指標の達成度は120%未満であるが、計画になかった顕著な実績が2件ある。①平成26年度は初めて個人別食品摂取量データを登録した。これは厚生労働省の「日本人の健康な食事」の策定に活用され、わが国の栄養疫学研究の研究基盤となるデータである。②食品表示法施行に向けての消費者庁の行政施策に多大な貢献を行った。通常の法定業務を凌ぐこれら2点はA評価に匹敵する。											
						また、業務実績5の脂肪酸分析並びに栄養成分分析の公定法に関する実績は通常業務に関連した研究開発業務であり上記の定量的指標には反映されていない。なお、公定法の成果は最終的に消費者庁通知別添として発出されていることから、これは総務省の独立行政法人の評価に関する指針に照らすと、「S評価」の例としてあげられている「国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」に相当する。以上のことと総合的に勘案して全体としては、国民にとって有意義な事業が展開されており、計画を上回る成果を達成したと評価する。											
						<今後の課題>											
						現行の栄養摂取状況調査入力システム「食事しらべ」は、保健所PCにインストールして使用する形のため、個人情報保護の観点から問題があり、個人情報が保健所PCに保存されない形の新システムの開発が必要であると考える。											

4. その他参考情報

中期目標	中期計画	26年度計画
<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託により積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験（収去試験を含む。）について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。</p> <p>また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。</p> <p>さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関における検査の精度管理に努める。</p> <p>また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養調査の効率的実施</p> <p>国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果発表までの期間の迅速化を図る。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報提供、研修教材等の提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、積極的な技術支援を行う。さらに、健康・栄養調査の効率化と正確性を目指し、専用ソフト（名称：食事しらべ）のさらなる改良と、調査の全体の効率化・標準化も目指す。</p> <p>イ 特別用途食品及び収去食品等の分析</p> <p>①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施するとともに、そのヒアリングに適切に対応する。</p> <p>②健康増進法第27条第5項の規定により収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を、期間内に実施する。</p> <p>③栄養表示基準における栄養成分の分析法について、より適切な分析手法の検討を行う。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。</p> <p>④試験機関間の協力体制を維持し、分析精度管理試験を実施し、分析精度の維持・向上に努める。</p>

評価の視点等	【評価項目 1－8 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置】		自己評定	S	評 定	A						
	<評定と根拠>											
	<p>消費者庁が所管する特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施した。また、登録検査機関との意見交換を行うとともに、消費者庁事業において、脂肪酸等の栄養成分の分析方法の標準化並びに公定法の改定原案を作成する等、行政施策の遂行に著しく寄与した。</p> <p>厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査に関しても、調査の集計・解析に用いた調査対象者の個人別食品摂取量データを初めて登録するとともに、引き続き精度の向上などに努めた。</p> <p>健康増進法に基づき消費者庁が所管する特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施した。また、登録検査機関との意見交換を行うとともに、消費者庁事業において、脂肪酸等の栄養成分の分析方法の標準化並びに公定法の改定に係る通知の原案を作成する等、行政施策の遂行に著しく寄与した。</p> <p>厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査に関しても、従来なかった集計を新たに行うとともに、引き続き精度の向上などに努めた。</p>											
	<課題と対応>											
	<p>研究成果の最大化に向けた今後の課題として、現行の栄養摂取状況調査入力システム「食事しらべ」は、保健所 PC にインストールして使用する形のため、個人情報保護の観点から問題があり、個人情報が保健所 PC に保存されない形の新システムの開発が必要である。</p>											
【評価の視点】												
・健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。												
・中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。												
・調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。												
・国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。												
・収去試験等の分析は適切に行われているか。												
・研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。												
	<委員の意見>											
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康・栄養調査集計事務の年次推移、特別用途食品等 ・目標を上回ったものと認め A 評価。 ・当研究所ならでは業務であり、国民にとって有意義な事業が展開されている。このような社会的価値の高さは S に近い A と評価した。 ・国民の健康増進における情報および諸外国と同等レベルの情報が必要な成分表示に関して対応した成果を上げている。 											

<p>・消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。</p>	<p>のため外部精度試験(FAPAS)に参加し、栄養成分の分析値には問題なかった。</p> <p>7. 消費者庁における栄養成分の分析方法（公定法）の改定事業に参画し、栄養表示の義務化に向けた施策に貢献した。内閣府消費者委員会の委員等として審査に参画した（調査会 15回/年・部会 7回/年）。また、申請者に対しても適切に指導を行った。</p>	
--	--	--

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1－9	社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置					
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条	
当該項目の重要度、難易度				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906	

2. 主要な経年データ								
主な参考指標情報								
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度			
健康・栄養に 関連する団体 との意見交換会の実施	各年度6回 程度	年6回	年6回	年6回	年6回			
関連機関等との意見交換会の実施	各年度6回 程度	年6回	年6回	年6回	年6回			
行政部局との 意見交換会の実施	各年度1回 以上	年1回	年1回	年1回	年1回			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めており、全体としては計画を達成したものと評価する。</p> <p><今後の課題></p> <p>栄養と運動の併用効果に力点を置いた研究の実施や国際的な政策研究の実施など、行政・社会ニーズに沿った研究を実施する必要がある。</p>

4. その他参考情報

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p> <p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>	<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。</p> <p>また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p> <p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>	<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 社会的・行政ニーズの把握</p> <p>①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度実施し、連携を強化する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。</p> <p>②行政ニーズを適時把握するために、消費者庁食品表示課、厚生労働省医薬食品局食品安全部、同健康局がん対策・健康増進課、同大臣官房国際課国際協力室、内閣府食育推進室等と情報・意見交換を1回以上行い、研究・業務等に公正中立な立場で適正に反映させる。</p> <p>③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を積極的に派遣する ア 社会的・行政ニーズの把握</p> <p>イ ホームページを活用した国民ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、インターネット上のさまざまな仕組みを活用した取り組みを行う。

評価の視点等	【評価項目 1－9 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置】	自己評定	B	評 定	B
	<p><評定と根拠></p> <p>関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政のニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めた。</p> <p><課題と対応></p> <p>研究開発成果の最大化に向けて国際的な政策研究を実施する等、行政・社会ニーズに沿った研究を実施する必要がある。</p>		<p><委員の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りである。 ・目標を計画どおりに達成。 ・コメントであるが、栄養と運動の併用効果に対するニーズにも力点を置くと、さらなる展開が望めると考える。 ・関係諸団体等との意見交換において得られた課題等について報告されたい。 		
[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。 ・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。 	<p>【業務実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力をを行うとともに、地方自治体（「東京都食品安全情報評価委員会」等）やWHO／FAO等の会議へも参画し技術的な支援・協力を行った。これにより、研究所の国際的な地位が高まるとともに、あわせて情報発信力も高まる。 2. 一般公開セミナー等の参加者へのアンケートや当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。このことは、社会・行政ニーズに合った研究の実施につながるものである。 			

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
1－10		国際協力、产学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置										
関連する政策・施策		X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条				
当該項目の重要度、難易度		(必要に応じて重要度及び難易度について記載)				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー		906				
2. 主要な経年データ												
	主な参考指標情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
		基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度						
	若手外国人研究者招へい事業により研究者を受け入れ	各年度2名程度	年1名	年2名	年3名	年2名						
	アジア地域の研究機関との交流・連携・支援	各年度2回以上	年4回	年4回	年4回	年2回						
	中期目標期間内の特許等の出願	各年度4件程度	年0件	年1件	年1件	年0件						
注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載												
3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価					
					主な業務実績等	自己評価						
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	B				
							<評定に至った理由> アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力を努めた。特に平成26年3月に指定された栄養と身体活動に関するWHO協力センターとしての行動計画を踏まえてワークショップの視察受入や講義対応、若手外国人研究者の招へいなどの国際協力を推進するなどWHO協力センターの活動は評価できることから、全体としては計					

						画どおり達成したものと評価する。 <今後の課題> 国際協力に関しては、健康・栄養に関して、アジア諸国との連携の中でイニシアチブを発揮することを期待する。また、産学連携をすすめ具体的な成果物を社会に出していくことが必要である。
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

中期目標	中期計画	26年度計画
<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項 ア 国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にWHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p> <p>イ 産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にWHO研究協力センター（現在申請中）の機能として、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p> <p>イ 政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。 また、調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許等の出願を行う。 取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア アジア地域における学術的ネットワークの構築 ①平成26年3月のWHOの承認を受け、WHO西太平洋地域の「栄養と身体活動に関するWHO協力センター」として、次の2つの行動計画を踏まえて活動を開始する。 (1) WHO西太平洋地域各国における地域栄養及び非感染性疾患(NCDs)に関連する施策・行動計画及び母子栄養に関する包括的な行動計画の実施に向けて、WHOと連携して技術支援を行う。 (2) WHO西太平洋地域各国における栄養モニタリングならびに身体活動モニタリングを実施する人材の能力強化支援を行うこととしている。 これらの一環として、WHO等との協力関係を強化し、関連する国際会議に研究員を派遣する。</p> <p>②アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間2~3名の若手研究者を受け入れる。また、これまで受け入れた研究者との共同研究や情報提供などを引き続き推進する。</p> <p>③アジア・太平洋地域の研究機関との学術交流を通じたネットワークづくりを進める。</p> <p>④WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、国民健康・栄養調査の結果等をもとにした集計結果について、わが国の食事調査データの発信に努める。</p> <p>⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の現状について調査・検討を行う。</p> <p>⑥当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン（食事摂取基準、アクティブガイド等）について、英語版ホームページ上で情報発信するとともに、データ提供等の支援を行い、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。</p> <p>イ 産学連携等による研究成果等の社会還元 ①研究所内関連部署との協力を図りつつ産学連携を推進し、生物統計の手法を用いた研究成果等の社会還元に貢献する。具体的には、健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元できるよう努める。 ②知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、戦略性を持って特許等の出願を行う。また、当研究所の特許等に関する情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。</p>
		50

評価の視点等	【評価項目 1-10 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置】		評 定	B
	自己評定	A		
	<p><評定と根拠></p> <p>アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力を努めた。特に平成26年3月に指定された「栄養と身体活動に関するWHO協力センター」としての行動計画を踏まえて、ワークショップの視察受入や講義対応、若手外国人研究者の招へいなどの国際協力を推進した。また、民間企業及び他の研究機関との産学連携による共同研究も引き続き推進した。共同研究の成果は企業の厚生労働大臣優秀賞企業部門(生活習慣病予防分野)受賞にもつながった。</p> <p><課題と対応></p> <p>国際協力及び産学連携による共同研究をもとに国際的な研究ネットワークを構築し、研究成果の発信に努める。また、産学連携を進め具体的な成果物を社会に出していくこと。</p>		<p><委員の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> WHO協力センターの活動が良好であった。 WHO協力センターの活動、若手外国人研究者招聘事業などの積極的な取り組みを高く評価する。 健康・栄養に関して、アジア諸国との連携の中でイニシアチブを發揮することが望まれる。 	
【評価の視点】				
・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。	<p>【業務実績】</p> <p>1. アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、海外からの視察訪問(4件)、JICA研修(3件)を要請に応じて受け入れた。流動研究員制度や連携大学院制度を活用して若手研究者の育成を図った。また、海外の研究機関との連携の構築を図った。</p> <p>このことは、将来のアジア地域を中心とする研究機関との共同研究の推進に資するものである。</p>			
・海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。	2. 英語版ホームページ等を通じて、わが国のアクティビティガイドなど身体活動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めるとともに、WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、食品中の化学物質の暴露評価のための食品摂取量調査に関する現地調査をEU諸国(フランス、イタリア、オランダ)において実施し、意見交換を行った。	このことは、海外への情報発信力を高め、国際的な共同研究の推進につながるものである。		
・研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。	3. 大学又は民間企業等との産学連携による共同研究や研究者の派遣、受入れ等を通じて研究成果の社会還元が図られるよう努めた。また、民間企業と秘密保持契約を締結し、商品開発のための介入試験について助言を行った。また、企業との共同研究の成果としてワークサイズが企業の厚生労働大臣優秀賞企業部門(生活習慣病予防分野)の受賞につながった。			
・特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。	4. 特許等の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化的観点から、実用可能性や費用対効果を勘案しつつ行った。その結果、発明届1件について、職務発明と認定し、研究所が特許を受ける権利を継承し特許出願の手続き中である。			
・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。	5. 特許等の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて企業等へ積極的に公開、情報発信を行った。このことは、産学官連携による共同研究の推進につながるものである。			

様式 2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
					主な業務実績等	自己評価	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	<p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、全国6ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどN Rのスキルアップのための支援を行っている。</p> <p>また、健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者（N R）制度の適正な運用を図るとともに、N Rの資質向上にも努めていること等から、全体としては計画を達成したものと評価する。</p> <p>＜今後の課題＞</p> <p>N R制度の友好的な運営を期待する。</p>

4. その他参考情報

中期目標	中期計画	26年度計画
(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項 栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。	(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。	(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 ・栄養情報担当者（NR）認定制度については、NRの移籍手続を順次実施する。また、第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、NRのアドバイザリースタッフとしての質を維持向上させるための研修会を実施とともに、移管に係る情報提供を適切に行う。

評価の視点等	【評価項目 1-1-1 栄養情報担当者（N R）制度に関する事項を達成するための措置】	自己評定	B	評 定	B
		<評定と根拠>	第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、全国6ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどN Rのスキルアップのための支援を行った。 また、健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者（N R）制度の適正な運用を図るとともに、N Rの資質向上にも努めた。	<委員の意見>	・N R制度の友好的な運営を期待。 ・目標が明確でないが通常の業務を達成したと認めB評価。 ・この項目にあたる事業は移行期にあたるため、予定された計画を適切に実施したといえる。
【評価の視点】		<課題と対応>	平成27年7月までに移管を終えることになっており、移籍希望者の移籍漏れが発生しないよう対応していく。		
・平成27年7月のN R制度の移管完了まで、資格既取得者等に対し、移管等に係る情報を適切に提供しているか。		【業務実績】	1. 移管にかかる情報提供を適切に行い、N R資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成24年4月より開始し、平成26年度は512名が移籍した。また、移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を平成26年12月に行つた。		
・年度ごとのN R制度の移管に係る計画を作成し、円滑に移管作業を進めているか。		2. 平成27年7月のN R制度移管完了までに年度ごとの計画を作成し、移管作業を進めている。また、日本臨床栄養協会及び日本食品安全協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増やし、この間、質の維持向上に努めている。			
・N R制度の移管先である第三者機関の受け入れ態勢に支援、協力を働いているか。		3. N R制度の移管先である日本臨床栄養協会と協議を密に行い、既資格取得者等の受け入れ態勢の協力を行った。			

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1－1 2	情報発信の推進に関する事項を達成するための措置						
関連する政策・施策	X I－2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号） 第15条		
当該項目の重要度、難易度				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906		

2. 主要な経年データ								
主な参考指標情報								
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度			
ホームページへのアクセス	各年度 300万件	年 500 万件	年 690 万件	年 870 万件	年1,000 万件			
ホームページ更新	各年度 3000件以上	年 3,500 件	年 4,800 件	年 3,914 件	年 4,656 件			
健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧	1 日 平 均 8,000 件	1 日平均 8,000 件	1 日平均 14,000 件	1 日平均 14,000 件	1 日平均 14,000 件			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等	自己評価	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定 A <評定に至った理由> 資源的制約が厳しいなかで、ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信し、特にLINEを利用して情報提供に努め研究所全体のホームページへのアクセス件数を大幅に増加させている。しかしながら、新規の開示等の努力によるものではなく、又、他の成果も目標は上回っているが特に顕著な成果とまではいえず、全体としては計画を上回る成果を達成したと評価する。

						<今後の課題> セキュリティを確保しつつデータベースを維持すること及び有用度の高い情報発信を行っていくこと。ユーザーに対する調査を行い有用度の確認を行うことが必要である。
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信を効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、利用対象者を考慮した掲載内容の充実に努める。ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年300万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の充実を図り、積極的に活用を行う。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進 ・外部に発信している情報について、その受け側の状況も考慮した対応に努める。</p> <p>(2) ホームページによる活動状況の配信 ・当研究所の活動内容・成果等をホームページやメールニュースを介して引き続き積極的に配信する。ホームページ上の情報については、重要性や緊急性、ならびに新規性を考慮した掲載ができるように努める。</p> <p>(3) 研究・業務実績の情報提供 ・研究所の活動及び研究業績については、ホームページを介して迅速に情報提供するとともに、年1回の研究報告にまとめて刊行する。トピック的な内容については『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、電子媒体による配信も行う。</p> <p>(4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を積極的に行う。</p>

評価の視点等	【評価項目 1-1-2 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置】		自己評定	S	評 定	A	
	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信した。特に研究所全体のホームページへのアクセス件数は昨年度の約 870 万件から約 1,000 万件と約 130 万件増加し、目標を大幅に上回るアクセス件数を得た。また、ホームページ利用のアンケート調査によると栄養士、管理栄養士、N R が回答者全体の 42% を占めていたが、機関紙である健康・栄養ニュースや新着情報のページがよく利用されており（よく利用する、ときどき利用するあわせて約 70% 以上）、国民の健康の維持・増進に寄与しているものと推測された。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>セキュリティを確保しつつデータベースを維持すること及び有用度の高い情報発信を行っていくこと。ユーザーに対する調査を行い有用度の確認を行うことが必要である。</p>						
【評価の視点】		<p>【業務実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 研究成果等についてはマンスリーレポートとして毎月公開しているほか、研究報告を年 1 回刊行、「健康・栄養ニュース」を年 4 回発行するとともに、ホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。 ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、一層わかりやすいものとなるよう、トップページを含め、全体的に内容を更新・充実した。Facebook、Twitter、LINE などの新しい情報提供法を積極的に活用した。 情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。 ホームページへのアクセス数は年 1,000 万件、ホームページの更新は最新栄養ニュースの登録は 4,656 件であった。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧は 1 日平均 14,000 件であった。 なお、特別用途食品・栄養エビデンス情報のデータベースはセキュリティの確保が難しいことから平成 26 年度で中止した。 当研究所の運営等に関する諸規程、職員公募情報などについて、ホームページ上で迅速かつ積極的に公開した。 					
・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。							
・内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。							
・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、またアクセス件数や更新頻度はどの程度か。							
・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。							

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
2－1	運営体制の改善に関する事項を達成するための措置										
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	906						
2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	B			
							<評定に至った理由> 運営会議や各種委員会等を通じて役員、研究部門、事務部門の連絡調整や情報共有を図るとともに、「予算執行管理システム」を更新し、効率的な業務進行管理に努めていること等、全体としては計画を達成したものと評価する。				
							<今後の課題> 今後とも各種委員会等において情報を共有し研究所の課題を明確にして、一層の業務改善に取り組むことが必要である。				
4. その他参考情報											

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、内部統制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p> <p>(3) 業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p> <p>(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るために、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内インターネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な組織運営のための内部統制の強化 ①研究所の意思決定と運営を機動的に行うことができるよう、以下の常設の会議及び委員会を定期的にまたは必要に応じて開催し、研究業務の円滑な推進を図る。 ・幹部会議 ・運営会議 ・研究企画委員会 ・研究倫理審査委員会 ・利益相反（C O I）委員会 ・所内セミナー ②研究業務遂行における内部統制の強化を図るため、会計監査役員による定期的監査及び理事長による各研究部・研究室、センターに所属する研究員に対する研究状況に関するヒアリングを行う。 ③研究所内の情報共有と伝達を強化するため、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等につき速やかに所内 LAN により研究所各員に周知を図る。 ④研究所における危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、年1回以上、訓練を行いその機動の確認を行う。</p> <p>(2) 研究の企画及び評価機能の強化 ①研究部門間での連携を強め、戦略的な事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果を知ることができるよう、研究所セミナーを毎月1回以上開催する。 ②研究企画委員会を開催し、研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに戦略的な事業の立案、推進に役立てる。</p> <p>(3) 円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価 ①各研究室における研究及び業務については、各研究部長及びセンター長が研究企画委員会或いは運営会議で必要な報告を行う。 ②各研究部、センター及び研究室の研究・業務の進行状況については、年1回または年2回、所内公開の報告会を行い、その成果について内部評価及び外部評価を行うとともに、その評価結果を、研究費等の予算配分等に反映させる。 ③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部・センター及び研究室の研究員に対するヒアリングを年1回以上行う。 ④所内 LAN の活用により、研究業務の進捗状況管理は「業績等登録システム」を行い、予算執行状況は各研究部・センター間、事務部門との情報共有を促進する。</p> <p>(4) 情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）</p>

(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。	に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。 (5) 積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用 ・競争的研究資金や受託研究など外部資金の積極的獲得に取り組むとともに経費の節減や研究所が所有する設備等の有効利用を推進する。
--	--	--

評価の視点等	【評価項目 2-1 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B
		<評定と評価>	運営会議や各種委員会等を通じて役員、研究部門、事務部門の連絡調整や情報共有を図るとともに、「予算執行管理システム」を更新し、効率的な業務進行管理に努めた。	<委員の意見>	・初期の目標を達成している。 ・通常業務の範囲内の業務達成でありB評価。
		<課題と対応>	今後とも各種委員会等において情報を共有し研究所の課題を明確にして、一層の業務改善に取り組む。		
		【業務実績】			
・評価の視点	1. 役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。	1. 運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。			
・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。	2. 運営会議等で決定された研究所運営に関する重要事項については、各研究部長から職員への情報伝達を徹底するとともに、毎月開催する研究交流会、インターネットの電子掲示板等を通じて、情報や意識の共有に努めた。				
・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。	3. 定期的な幹部会議及び運営会議を開催し、各研究部／センター及び事務部における業務スケジュールの進捗状況の管理を行うとともに、インターネットの電子掲示板を活用して研究関連情報の共有を図った。				
・業務進行管理のための体制が整っているか。	4. 「予算執行管理システム」を更新し、業務の進行管理及び適切な予算の執行管理に努めた。				
・適切な情報公開が行われているか。	5. 国民への積極的な情報提供、公開に努めた結果、平成26年度において開示請求はなかった。				
・設備の有効活用が図られているか。	6. 運動実験施設、ヒューマンカロリメーター等について大学や企業等との共同研究等を通じて、有効利用を図った。				
・業務改善の取組を適切に講じているか。	7. 週1回の幹部会議、月1回の運営会議や研究企画委員会に加え、インターネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善の取り組みを行っている。				
・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを行っているか。	8. オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている。				
・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。	9. 所内に設置したCOI委員会（外部委員含む）において、研究所内における利益相反について、審議を行い、透明性を確保するとともに、入札にあたっては、契約監視委員会において、審議を行っている。また、研究費等について透明性確保に努めるとともに毎月監事による月次監査を行った。				
・役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ・国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	10. 毎週開催する幹部会議、月1回の運営会議、研究企画委員会等において研究所の課題を明確にし、必要な指示を行うとともに毎年各研究部／センターと個別のヒアリングを行い、具体的な課題を示している。 なお、嘱託ポストや非人件費ポストなるものは存在していない。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2－2	研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		906			

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定 B <評定に至った理由> 研究・業務の量や進捗状況に応じて人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成及び組織の活性化を図っている。また、限られた人員と研究環境の中で、多種多様な業務と研究を実施し、特筆すべき成果を幾つか上げている。この点を見ても組織運営の最適かや効率化がなされていると判断できること等から全体としては計画を達成したものと評価する。 <今後の課題> 協力研究員（特に若手）の中で優秀な人材を正規職員として登用するシステムが必要である。また、民間企業や大学等と積極的な連携を図ることが必要である。

4. その他参考情報									

中期目標	中期計画	26年度計画
<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、連携・交流を強化することにより組織・研究の活性化を図ること。</p>	<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、研究所の組織や研究内容を国民により分かりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室に改組する。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証するとともに検証結果を公表する。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</p>	<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化 ①研究業務を円滑に進め、第3期中期計画をより確実に遂行するため、必要に応じて、研究室の再構成を検討する。</p> <p>②健康食品の安全性・有効性情報データベース、特別用途食品・栄養療法エビデンス情報の2つのデータベースの維持管理と内容の充実を図るために、関連機関との連携をさらに強める取組を行う。</p> <p>③組織の改組後はその効果の検証を行い、その検証結果を公開する。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、当研究所の特長を生かした研究を推進することにより、研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</p>

評価の視点等	【評価項目 2-2 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B
		<評定と根拠>	研究・業務の量や進捗状況に応じて人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成及び組織の活性化を図った。	<委員の意見>	・若手を採用するなど、研究体制の最適化が進んでいる。 ・業務が適正に運営されており、B評価と認めた。 ・限られたスタッフと研究環境の中で、多種多様な業務と研究を実施し、特筆すべき成果を幾つか上げている。この点をみても組織運営の最適化や効率化がなされていると判断できる。しかし、研究所外の客員研究員や協力研究員等の多さは、当研究所の求心力・教育力の高さを示す一方で、これらの人材なくしては業務遂行が困難という実情を物語っている。今後のことを考えると、協力研究員（特に若手）の中で、優秀な人材を正規職員として登用するシステムが必要と思われる。
[評価の視点]	・研究及び業務チームは適切に組織されているか。	<課題と対応>	研究室の強化、運営状況の評価や研究職員の実績を反映させた処遇を図る。また、民間企業や大学等と積極的な連携を図る。		
	・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。	【業務実績】	1. 研究業務を円滑に進め、第3期中期計画をより確実に遂行するため、一部研究室の強化を図ったことにより、研究業務をより円滑に運営することができた。		
	・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。		2. 新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を生かした柔軟な取り組みを行った。		
	・業務改善の取組を適切に講じているか。		3. 民間企業や大学等と積極的な連携及び人材交流を行い、人材養成等に努めた。		
	※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等		4. HP上の健康・栄養フォーラムを通じ、苦情等を含む意見、要望等を随時受け付けている。また、毎年オープンハウスや一般公開セミナーを開催し、国民に開かれた研究所を目指している。さらにインターネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善提案等も容易にできる環境にあり、処遇についても人事評価マニュアルに基づいて実施している。		
	・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		5. オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
2－3	職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置									
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	906					
2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	B		
							<評定に至った理由>			
							行政ミッションの重要性、研究の進捗状況等に応じたメリハリのある人員配置を行うとともに、研究成果や貢献度などの評価を待遇等へ反映、女性研究員を多く採用し、フレックスタイムなどによるワークバランスへの配慮がなされており、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行っている。			
							<今後の課題>			
							資質の高い人材の採用や重点業務に対応した人員配置等、職員の人事の適正化へ向けた取り組みを引き続き行うことが必要である。			
4. その他参考情報										

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるN R認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p> <p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。 なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びN R認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。</p> <p>(2) 非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p> <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可能な限り行う。</p> <p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 45名 期末の常勤職員数 45名（以内）</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,139百万円（見込）</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対応するための適正な人員配置 ①重点化する調査研究及び法律に基づき着実に実施すべき業務については、研究補助員等を適切に配置するなど効果的な運用を行い、研究・業務の推進を図る。特に東日本大震災の被災者支援を推進する。</p> <p>②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、職員の健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。 また、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びN R認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化については、検討状況の推移を踏まえつつ対応する。</p> <p>(2) 研究員の業務の適正な評価 ①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的に行い、成果の社会還元を促進する。 ②各研究員の個人業績及び各研究室の研究実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。</p> <p>(3) 有能な研究員の登用 ①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。</p> <p>②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。</p> <p>③外国人研究者や女性研究者の採用を積極的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。</p> <p>(4) 事務職員の適正な評価 ・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対しての自己評価を含む総合的な人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。</p>

評価の視点等	【評価項目 2-3 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B	
		<評定と根拠> 行政ミッションの重要性、研究の進捗状況等に応じたメリハリのある人員配置を行うとともに、研究成果や貢献度などの評価を待遇等へ反映、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行った。				
		<課題と対応> 資質の高い人材の採用や重点業務に対応した人員配置等、職員の人事の適正化へ向けた取り組みを引き続き行う。				
【評価の視点】	【業務実績】			<委員の意見> ・女性研究員を多く採用しているなど人事の最適化が図られている。 ・人員の適正化については、通常の業務達成を上回る成果があったと認める。 ・研究成果を上げつつ、女性人材を活用し、フレックスタイムなどによるワークライフバランスへの配慮がなされている点を評価する。		
・メリハリのある人員配置ができているか。	1. 行政ミッションや法定業務等に対して重点的に研究員、技術補助員を配置するなど、メリハリのある人員配置に努めた。					
・研究職員の評価が適切に待遇及び給与に反映されているか。	2. 研究職員については、所属する研究部等の研究実績やそれらへの貢献度を評価し、それを昇級・昇任や賞与の算定等に反映させた。					
・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。	3. 職員の採用にあたっては、研究者の流動化という國の方針に沿って、公募制、任期制による採用を原則とする対応を行った。					
・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。	4. 外国人1名を含む女性研究者3名を採用し、常勤研究員34名のうち女性研究者は20名となった。産休・育休の制度も整備されており、フレックスタイム制の奨励など女性が働きやすい環境づくりに努めた。					
・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。	5. 事務職員について、幹部職員による業績評価を昇給・昇任等へ反映するとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。					
・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	6. 人件費の決算額を予算額の95.3%にとどめた。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2－4	事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		906			

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定 B <評定に至った理由> 「予算執行管理システム」の更新、定型的な業務の外部委託化等による業務の効率化を図るなど、さまざまな取り組みが一般管理費、人件費、業務管理費の削減に結実している。各種研修への参加を通じて職員の資質及び意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んでいること等から、全体としては計画を達成したものと評価する。 <今後の課題> 事務等の効率化・合理化については、質の確保に留意しつつ今後も進めて行くことが必要であると考える。

4. その他参考情報									

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。</p> <p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 事務業務の効率化 ・業務の効率化を図るため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務内容を見直し、外部委託が可能な業務については、費用対効果を勘案しつつ積極的に推進する。</p> <p>(2) 事務職員の資質向上 ・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を引き続き図る。</p> <p>(3) 業務システムの効率化 ・業務の効率化を推進するため情報総括責任者（C I O）を中心に業務・システムの最適化・効率化を図る。</p>

評価の視点等	【評価項目 2-4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B
		<評定と根拠> 「予算執行管理システム」の更新、定型的な業務の外部委託化等による業務の効率化を図るとともに、各種研修への参加を通じて職員の資質及び意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んだ。	<課題と対応> 事務等の効率化・合理化については、質の確保に留意しつつ今後も進めて行く。	<委員の意見> ・事務等の効率化・合理化が達成されている。 ・通常業務の範囲内の業務達成でありB評価。 ・さまざまな取り組みが、一般管理費、人件費、業務管理費の削減に結実していることを評価する。	
[評価の視点]	・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。				
	・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。				
	・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。				
	・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。				
	・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。				
	・こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。				

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
2－5	評価の充実に関する事項を達成するための措置									
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	906					
2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	B		
							<評定に至った理由> 各研究部／研究室について、年2回の内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させていること等から、全体としては計画を達成したものと評価する。			
<今後の課題> 研究成果の各研究部毎やプロジェクト毎を評価することを検討すること。										
4. その他参考情報										

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 每年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p> <p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内インターネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 内部評価の実施 ・各研究部、センター及び研究室の研究・業務については年1回または2回、報告会とともに評価を行う。評価結果については、毎年度内部評価委員会を開催してその結果についての総括を行い、研究業務の確実な実施と効率化を期する。</p> <p>(2) 外部評価の実施 ・外部の専門家等の評価者による外部評価について、毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 評価結果の公表 ①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公表するほか、評価結果の内容については部や室の範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげる。 ②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を踏まえ、予算や人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化させる。</p> <p>(4) 研究業績等の自己点検及び評価 ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を充分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内LANによる「業績等登録システム」を活用する（再掲）。 ②各研究員の評価は、人事評価マニュアルに基づき、主に研究部内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各研究部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。</p>

評価の視点等	【評価項目 2-5 評価の充実に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B
		<評定と根拠> 各研究部／研究室について、年2回の内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させている。	<課題と対応> 年2回の内部評価及び外部評価は適切に実施されており、今後も確実に実施し、評価結果に基づき予算配分、人員配置を行う。	<委員の意見> ・適切な評価がなされ、その結果が予算や人的資源等へ反映されている。 ・通常業務の範囲内であり目標どおりの業務実施と認めB評価。 ・今後は各研究部局毎やプロジェクト毎の評価をすることも取り入れてはどうか。	
【評価の視点】	・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。				
	・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。		【業務実績】 1. 年度中間及び年度末に各研究部及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施し、その結果に基づき研究業務の適切な実施につなげた。		
	・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。		2. 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。		
	・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。		3. 評価結果は職員に周知するとともに、ホームページ上で公開した。		
	・これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。		4. イントラネットを利用した業績登録システム（マンスリーレポート）により、各研究者が業績の自己点検・評価を行うとともに、研究実績及び個人面接等をもとに理事長による研究者の個人評価を実施した。		
			5. 年2回の内部評価及び外部評価の結果を踏まえるとともに人事評価マニュアルに基づいた上司による研究への貢献度や個人の業績の評価に加え理事長による評価を行うことにより客観的な人事評価を実施した。		

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2－6		業務運営全体での効率化を達成するための措置							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		906			

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	平成22年度比 毎年2%以上削減	81,525千円	削減額：5,545千円 (6.8%減)	削減額：7,273千円 (8.9%減)	削減額：9,455千円 (11.6%減)	削減額：13,615千円 (16.7%減)			
人件費	平成22年度比 毎年1%以上削減	366,765千円	削減額：8,912千円 (2.4%減)	削減額：49,261千円 (13.4%減)	削減額：69,821千円 (19.1%減)	削減額：51,846千円 (14.1%減)			
業務経費	平成22年度比 毎年1%以上削減	122,377千円	削減額：22,664千円 (18.5%減)	削減額：20,142千円 (16.5%減)	削減額：30,027千円 (24.5%減)	削減額：12,488千円 (10.2%減)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定 A <評定に至った理由> 業務全般にわたるコストの縮減、人件費の削減等に努め、目標を上回るペースで業務効率化が進展していること等から、全体としては計画を上回る成果を達成したものと評価する。 <今後の課題> 今後とも業務全般にわたり適切なコストの縮減と効率化の推進を図ることが必要である。

4. その他参考情報						

中期目標	中期計画	26年度計画
<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減とした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。</p> <p>併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p> <p>(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減とした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者 ② 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。 <p>さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組む。なお、職員の給与水準については、21年度の対国家公務員指数が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持することとして、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>(4) 契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する。</p> <p>ア 契約は、原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>ウ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。</p> <p>オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、複写機台数見直しなどにより削減に努め、平成22年度実績に比べ8%以上の削減を図る。 ・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人事配置に努め、平成22年度実績に比べ4%以上の削減を図る。 また、給与水準についても平成21年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持するとともにその結果を公表する。 <p>・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、業務の効率化、コストの削減に努め平成22年度実績に比べ4%以上の削減を図る。</p> <p>・契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する</p> <p>ア 原則一般競争入札を行い、随意契約を行う場合は真にやむを得ない場合とする。</p> <p>イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>ウ 一般競争入札により契約を行う場合であっても、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。</p> <p>オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。</p>

評価の視点等	【評価項目 2-6 業務運営全体での効率化を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	A
		<評定と根拠> 業務全般にわたるコストの縮減、人件費の削減等に努め、目標を上回るペースで業務効率化が進展している。	<課題と対応> 今後とも業務全般にわたり適切なコストの縮減と効率化の推進を図る。	<委員の意見> ・効率化が進んでいる。 ・経費、人件費等で業務効率の達成が目標を上回っておりA評価。 ・予算の効率化で問題がでるのではと心配になるぐらい効率化に取組んでいると思われる。それを高く評価する。	
【評価の視点】	・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。				
	・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。		【業務実績】 1. 国家公務員の給与減額特例法が終了するなどの特殊な要因により、前年度より運営費交付金の使用実績は増額したが、設備の保守契約の見直しなどを行い、削減に努めている。	2. 原則一般競争入札による調達、公募による若手任期付研究員の採用などにより、業務の質の低下を招くことなく経費の削減に努めた。	
	・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。		3. 当研究所は東京23区にあることから地域手当が18%になっていることやほとんどの研究員が博士号を有するなどもあり、年齢勘案のみのラスパイレス指数は100を超えていて、地域・学歴勘案の指数は事務職で84.5、研究職で96.1といずれも、100を下回っている。		
	・総人件費改革は進んでいるか。 ・法定外福利費の支出は、適切であるか。		4. 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。		
(1) 給与水準	国家公務員と比べて給与水準が高い場合、 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。		5. 職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。		
	・国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。 国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。		6. 累積欠損金はない。（該当なし。）		
(2) 総人件費	・総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。		7. 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。		
(3) その他	・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。		8. 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。		

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式【国立健康・栄養研究所分】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		906			

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
競争的研究資金の確保	運営費交付金以外の競争的研究資金を研究資金の50%以上獲得	運営費交付金以外の競争的研究資金を研究資金の50%以上獲得	42.3%獲得	46.75%獲得	54.39%獲得	58.65%獲得			

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定 B <評定に至った理由> 競争的資金の獲得や受託研究、書籍監修などによる自己収入の確保に取り組んでおり、外部資金の獲得が過去最高であったことは評価できる。経費削減についても平成26年度目標を達成していることから、全体としては計画どおり成果を達成したものと評価する。 <今後の課題> 外部研究資金を獲得するため研究費の公募に積極的に応募し外部研究資金を獲得する。また、受託研究や共同研究を積極的に受け入れ自己収入の増加を図ることが必要である。

4. その他参考情報						

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の50%以上の獲得を達成すること。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間中、研究資金の50%以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。</p> <p>また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得</p> <p>①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案して、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核であるかを重視する。</p> <p>②健康・栄養に関する調査・研究及び国や民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。</p> <p>なお、外部研究資金の獲得にあたっては、過去2カ年平均の80%以上の件数の確保を目標とする。</p> <p>(2) 知的財産の活用等による自己収入の確保</p> <p>①知的財産については、その出願や維持に係る費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い自己収入につなげる努力を行う。</p> <p>②研究成果及び国民健康・栄養調査結果及び食事摂取基準等の社会還元を目的に出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。</p> <p>③施設の開放にあたっては、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて研究所設備の効率的利用を推進する。</p>

評価の視点等	【評価項目 3－1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B
		<評定と根拠>	競争的資金の獲得や受託研究、書籍監修などによる自己収入の確保に取り組んでおり、経費削減についても平成26年度目標を達成した。外部研究資金の獲得比率については58.65%であり、過去最高となった。	<委員の意見>	・外部資金の獲得が過去最高であったことは評価できる。 ・研究資金に対する外部資金の比率が58.5%とこれまでの中で最も高い実績を示した。
【評価の視点】		<課題と対応>	外部研究資金を獲得するため研究費の公募に積極的に応募し外部研究資金を獲得する。また、受託研究や共同研究を積極的に受け入れ自己収入の増加を図る。		
・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。増減の要因は分析しているか。		【業務実績】	1. 社会的ニーズに対応し、かつ質の高い研究課題を選定した上で、積極的に競争的資金等の獲得に努めた。		
・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。			2. 研究成果を社会還元するため、受託研究や書籍等の監修を通じて自己収入の増加に努めた。		
・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。			3. 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算の範囲内の執行に努めた。		
・経費削減の達成状況はどのようなものか。			4. 運営費交付金全体として、平成25年度比16.6%増となった。これは、平成25年度をもって国家公務員の給与減額特例法が終了したことなどが主な要因である。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－2	経費の抑制に関する事項を達成するための措置								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		906			

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定 B <評定に至った理由> 事務処理の効率化、アウトソーシングの活用、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図っている。 <今後の課題> 研究業務についてのデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、研究機能の維持に留意しつつ、人的資源の効率的活用及び人的コストの管理を図ることが必要である。

4. その他参考情報					

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人事費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人事費を含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。</p> <p>第4 予算（人事費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な資金の運用・管理 ・「無駄削減取組目標」のうち、特に無駄削減に向けた職員の意識改革、行政コストの節減・効率化に掲げる事項に係る取り組みを積極的に実施し、予算執行状況の把握とともに、これら取り組み状況について、運営会議で評価を行う。</p> <p>(2) 研究業務の集約化 ・各研究部にまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。 ・データ入力、検査の定期検査などの人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを推進する。また契約にあたっては原則一般競争入札を行う。</p> <p>第4 予算（人事費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙2のとおり</p> <p>2. 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり</p>

評価の視点等	【評価項目 3－2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B
		<評定と根拠> 事務処理の効率化、研究機器等の共同利用の促進、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図った。		<委員の意見> ・コスト管理が適正であった。また、人的資源の効率的活用がなされている。 ・コスト管理や人的資源の有効活用は通常の業務として行うべきものであり、計画どおり業務を達成すればB評価が適当と思うが、経費等の抑制を大幅に達成していることからA評価とした。 ・アウトソーシングの活用などコスト管理がこれまで以上に徹底されていることを評価する。	
【評価の視点】	・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。				
	・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。				
	・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。				
	・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。				
	・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。				
(1) 当期総利益（又は当期総損失）	・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。		1. 各研究部／センターの常勤職員の人事費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。 2. 設備等点検業務や、研究業務についてのデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。	6. 当期の総利益は、47,251,283 円である。 (要因) 運営費交付金収益化基準を人件費（退職金を除く）について期間進行基準を採用したことによるもの、また経費節減によるものである。	
(3) 運営費交付金債務	・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。		3. 計画と実績との差異は経費節減によるものである。 4. 経費節減によるものである。	7. 運営費交付金について、該当事例はない。	
4 契約	(1) 契約に係る規程類、体制 ・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。		8. 経費節減によるものである。	9. 平成 21 年 7 月 14 日付にて「1者応札・1者応募」に係る改善方策を策定し、ホームページに公表している。 ・平成 21 年 11 月 2 日付の「契約事務取扱要領の改正にて、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置を定め、11 月 9 日付で「総合評価落札方式による調達マニュアル」を整備するなど、契約の適正化に向けて規定等を適切に整備し運用している。	
	・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。		10. 監事による月次監査を実施し、契約方式の妥当性及び契約内容の適正等を審査するとともに、執行機関（会計課）以外で構成される内部監査を実施し、相互牽制を図っている。		

<p>(2) 隨意契約見直し計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。 また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況はどうか。 	<p>1 1. 指摘のあった「1者応札・1者応募」については、平成21年7月14日付にて改善方策を策定しており、特に2カ年連続で一者応札であった契約については、契約監視委員会において点検を受け、具体的な原因を確認するとともに、必要に応じ、参加要件の変更、公告期間の見直し等を行い改善に努めている。</p> <p>また、「随意契約見直し計画」については、「事務・事業を取りやめたもの」以外は、全ての契約を一般競争入札へ移行し、見直し計画を達成している。</p>	
<p>(3) 個々の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 	<p>1 2. 会計担当監事が毎月の月次監査時に、個々の契約事例についてのチェックを行い、契約の適正化に努めている。</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4－1	その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	906				
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
セキュリティチェック	各年度2回以上	年2回以上	年2回	年2回	年2回	年2回			
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価				
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	B	<評定に至った理由> 情報発信やHPアクセス数が急増している中で、保有する情報システムについて、クラウド型ウェブファイアウォールを新規に導入して監視体制の強化を継続するとともに、セキュリティ講習会の開催及びセキュリティ監査を実施しており、情報セキュリティの向上に努めていることから、全体としては計画を達成したものと評価する。	
						<今後の課題> クラウド型ウェブファイアウォールによる監視体制を継続して実施し、また、今後もセキュリティ監査会社からの問題提起に対応することが必要である。			
4. その他参考情報									

中 期 目 標	中 期 計 画	2 6 年 度 計 画
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項 該当なし。</p>	<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 ・政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティの確保に努める。</p> <p>第6 平成26年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙5のとおり</p>

評価の視点等	【評価項目 4-1 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	B
	<p><評定と根拠> 保有する情報システムについて、クラウド型ウェブファイアウォールを新規に導入して監視体制の強化を継続するとともに、年 6 回のセキュリティ講習会を開催し、年 2 回のセキュリティ監査を実施した。</p> <p><課題と対応> クラウド型ウェブファイアウォールによる監視体制を継続して実施する。また、セキュリティ監査会社からの指導による問題点は改善を行う。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。 ・職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。 ・セキュリティチェックについては年 2 回以上行っているか。 <p>【業務実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クラウド型ウェブファイアウォールを新規に導入して監視体制の強化を継続して実施し、セキュリティ監査会社によるチェックを受け問題点を改善した。 2. 年 6 回セキュリティ講習会（感染研と共同開催）を行い意識の向上に努めた。 3. セキュリティチェックを年 2 回実施した。 			<p><委員の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ向上の務めており評価できる。 ・通常業務の範囲内である。 ・情報発信や HP アクセス数が急増している中で、それに見合うようにウェブサイトのセキュリティ管理も適切に運営されている。その点を評価する。 	